

那覇市公報

第 1 8 7 5 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇訓 令◇

○那覇市職員の名札及び職員証に関する規程（人事課）…………… 1241

○那覇市職員服務規程の一部を改正する訓令（人事課）…………… 1243

◇告 示◇

○市税に関する申告期限等の指定について（納税課）…………… 1245

○身体障害者手帳交付に係る医師の指定について（障がい福祉課）…………… 1246

○指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（障がい福祉課）
…………… 1247

◇公 告◇

○「那覇市高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線更新事業」に伴う公募型プロポーザルの実施について（消防局情報指令課）…………… 1248

◇上下水道局告示◇

○那覇市排水設備指定工事店の異動について…………… 1250

○那覇市排水設備指定工事店の異動について…………… 1251

◇監査委員公表◇

○令和6年度定期監査（工事監査）の結果について（公表）…………… 1252

○令和6年度前期定期監査の結果について（公表）…………… 1270

◇正

誤◇

○那覇市公報第1874号の正誤・・・・・・・・・・・・・・・・ 1282

訓 令

那覇市訓令第6号

令和6年12月5日

公 表 済

那覇市職員の名札及び職員証に関する規程を次のように定める。

那覇市長 知念 覚

那覇市職員の名札及び職員証に関する規程

那覇市職員名札の制式及び貸与に関する規程(1964年那覇市訓令第2号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この訓令は、那覇市職員服務規程(昭和47年那覇市訓令第16号)第25条の規定に基づき、同規程第2条の3の名札及び同規程第2条の4の職員証に関し必要な事項を定め、併せて市長及び副市長の名札及び職員証について定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において「職員」とは、市長及び副市長、会計管理者その他の市長の補助機関である職員(市長が指定する者を除く。)をいう。

(名札)

第3条 職員となった者には、名札を交付する。

2 職員は、名札に損傷があったとき又は名札を紛失したときは、速やかに、名札の再交付を受けなければならない。

(職員証)

第4条 職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項の会計年度任用職員を除く。以下この条において同じ。)となった者には、職員証を貸与する。

2 職員は、職員証に損傷があったとき又は職員証を紛失したときは、速やかに、職員証損傷・紛失届により届け出て、改めて職員証の貸与を受けなければならない。

3 前項の規定による貸与を受ける職員は、当該貸与に係る費用を負担しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

4 職員証は、職員でなくなったときは、速やかに、これを返還しなければならない。

(様式)

第5条 名札、職員証及び職員証損傷・紛失届の様式は、別に定める。

(補則)

第6条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この訓令は、令和7年1月1日から施行する。

那覇市訓令第7号

令和6年12月5日

公 表 済

那覇市職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 知念 覚

那覇市職員服務規程の一部を改正する訓令

那覇市職員服務規程(昭和47年那覇市訓令第16号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(名札の着用) 第2条の3 職員は、勤務時間中、<u>那覇市職員名札の制式及び貸与に関する規程(1964年那覇市訓令第2号。次項において「名札規程」という。)</u>第2条本文の名札を衣服の胸部前面の見やすい箇所に着用しなければならない。 <u>2 前項の規定にかかわらず、職員は、総務部長が特に認める場合は、名札規程第2条ただし書の規定により定める名札を着用することができる。</u> <u>3 前2項の規定にかかわらず、職員は、所属長が認めるときは、名札を着用しないことができる。</u>	(名札の着用) 第2条の3 職員は、勤務時間中、名札を衣服の胸部前面の見やすい箇所に着用しなければならない。 <u>2 前項の規定にかかわらず、職員は、所属長が認めるときは、名札を着用しないことができる。</u> <u>(職員証の携帯)</u> <u>第2条の4 職員(地方公務員法第22条の2第1項の会計年度任用職員を除く。)</u>は、勤務時間中、<u>職員証を携帯しなければならない。</u>
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この訓令は、令和7年1月1日から施行する。

告 示

那覇市告示第 414 号
令和 6 年 12 月 17 日
掲 示 済

市税に関する申告期限等の指定について

那覇市税条例（昭和 47 年那覇市条例第 80 号）第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づき、市税に関する申告期限等の延長について（令和 6 年 1 月那覇市告示第 475 号）において別途那覇市告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所等を有する者に係るもので、その期限が令和 6 年 1 月 1 日から令和 7 年 1 月 30 日までの間に到来するものについて、令和 7 年 1 月 31 日とする。

那覇市長 知念 覚

都道府県	指定地域
石川県	七尾市、羽咋郡志賀町

那覇市告示第 423 号

令和 7 年 1 月 6 日

身体障害者手帳交付に係る医師の指定について

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定に基づき令和6年11月22日付け次のように指定した。

那覇市長 知念 覚

	医師氏名	診療科目	医療機関名
1	高嶺 一雄	内科	大道中央病院
2	田村 次朗	内科	琉生病院
3	桑江 聡	内科	琉生病院
4	泉 恵一郎	泌尿器科	那覇市立病院
5	知念 尚之	泌尿器科	那覇市立病院
6	下地 昭久	泌尿器科	那覇市立病院

那覇市告示第 424 号

令和 7 年 1 月 6 日

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき令和6年12月1日付け次のように指定した。

那覇市長 知念 覚

医療機関 名称及び所在地	開設者名称	自立支援医療 の種類	指定年月日
ナースステーション しんらい那覇 那覇市壺川 2 丁目 13-46 1 階	有限会社アカザワ 代表取締役 赤澤 秀敏	育成医療・更生医療	令和 6 年 12 月 1 日
訪問看護ステーション PonoHana 那覇市長田 2 丁目 22 番 1 号 ミヤシン 22 102 号室	株式会社 grit care 代表取締役 高良 信達	育成医療・更生医療	令和 6 年 12 月 1 日
あさひ訪問看護ステーション 那覇市三原 1-24-10 コーポレス大湾 102 号室	株式会社すまいるラボ 代表取締役 大湾 朝成	育成医療・更生医療	令和 6 年 12 月 1 日

公 告

那覇市公告第 736 号

令和 7 年 1 月 6 日

「那覇市高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線更新事業」
に伴う公募型プロポーザルの実施について

「那覇市高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線更新事業」に伴う
公募型プロポーザルの実施について、次のとおり公告する。

那覇市長 知念 寛

1 募集概要

- (1) 業務の名称：「那覇市高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線更新事業」（以下、「本業務」という。）
- (2) 目的：本業務は、令和 8 年 3 月に契約満了を迎える現行の高機能消防指令システム（以下、「指令システム」という。）と消防救急デジタル無線（以下、「デジタル無線」という。）を同時更新し、指令システムとデジタル無線（以下、「本システム」という。）の安定稼働を担保することを目的とする。なお、現行の本システムで実施できる機能は踏襲する。本システムの高度化と D X 化したソリューションを導入することで、消防業務で収集した情報やデータの流れをシームレスに連携できるシステム構成、ネットワーク構成を優先することを基本方針とする。

2 募集内容詳細及び提出書類

「那覇市高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線更新事業」に伴う公募型プロポーザル募集要領を参照すること。（那覇市公式ホームページに掲載）

3 受付期間

- (1) 参加表明に係る書類 令和 7 年 1 月 6 日（月）～令和 7 年 1 月 21 日（火）
午後 5 時まで
- (2) 提案に係る書類 令和 7 年 1 月 6 日（月）～令和 7 年 1 月 31 日（金）
正午まで

※土日祝祭日を除く

※期限までに「参加表明に係る書類」の提出がない者からの提案は受け付けない。

※郵送での提出の場合も提出期限必着（書留郵便に限る。）

4 提出・問い合わせ先

那覇市銘苅 2 丁目 3 番 8 号（5 階） 那覇市消防局 情報指令課

電話 : 098-868-9911

E-Mail : F-SIREI001@city.naha.lg.jp

担当 : 喜名、友寄

5 説明会

本業務に関する説明会は実施しない。

6 本業務に関する質問

ホームページに掲載している質問書(様式12)を添付してメールで照会する。

また、メールの件名は「那覇市高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線更新事業について」とする。

質問期限：令和 7 年 1 月 24 日（金）正午まで。

宛 先：「4 提出・問い合わせ先」に記載のメールアドレス

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 28 号
令 和 6 年 1 2 月 6 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第 16 条に基づき次のとおり異動があるので、那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義

指定（登録）番号	第 444 号
指定工事店名	株式会社沖正設備
営業所所在地	沖縄県うるま市安慶名 1 丁目 11 番 19 号 1F
代表者氏名	仲松 彌正
有効期間	自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 31 日
異動年月日	令和 6 年 11 月 26 日
異動事由	営業所所在地の変更

那覇市上下水道局告示第 29 号
令 和 6 年 1 2 月 1 7 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第 16 条に基づき次のとおり異動があるので、那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義

指定（登録）番号	第 555 号
指定工事店名	秀南工業
営業所所在地	沖縄県中頭郡北中城村字安谷屋 1427 番地 喜舎場マナーアパート 306
代表者氏名	幸地 秀悟
有効期間	自 令和 5 年 2 月 3 日 至 令和 9 年 3 月 31 日
異動年月日	令和 6 年 12 月 17 日
異動事由	営業所所在地の変更

監査委員公表

那 監 公 表 第 5 号

令和7年1月6日

那覇市監査委員	上 地 英 之
同	宮 城 哲
同	城 間 貞
同	中 村 圭 介

令和6年度定期監査（工事監査）の結果について（公表）

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した令和6年度定期監査（工事監査）の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和 6 年度定期監査（工事監査）結果報告書

第 1 準拠基準

那覇市監査委員監査基準（令和 2 年那覇市監査委員告示第 1 号）

第 2 監査の種類

工事監査（地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査）

第 3 監査の対象

工事監査実施要領（平成 29 年 3 月 27 日監査委員決定）及び令和 6 年度定期監査（工事監査）実施計画に基づき、契約金額が 1 件 2,000 万円以上（令和 6 年 7 月 31 日時点）で、令和 6 年 10 月 17 日（工事技術調査最終日）現在施行中の土木工事、建築工事、電気工事、機械設備工事等 51 件の中から以下の 3 件を選定した。

- 真地市営住宅第 1 期建替工事（建築）
- 令和 5 年度久茂地 9 号道路改良工事（その 2）
- 令和 5 年度市道久茂地 9 号外 1 件配水管布設替工事

第 4 監査の着眼点（調査項目）

監査の着眼点は、全国都市監査委員会が定めた実務ガイドライン第 3 編第 3 章第 4 節の工事監査等の着眼点に準じ、主として以下の事項とした。

1 計画について

- （1）都市計画及び事業決定の手続きは適正に行われているか。
- （2）建築工事の計画通知関係書類など、関係法令に基づく必要な書類が適切に整備されているか。
- （3）地元住民に対し、事業概要について事前説明及び調整がなされているか。

2 設計について

- （1）事業目的に適合した設計となっているか。
- （2）法令等に適合した設計となっているか。
- （3）仕様書、図面及び設計内訳書等の設計図書は的確に作成されているか。
- （4）コスト削減意識を反映した設計となっているか。
- （5）高齢者、障がい者等利用者の立場に立った設計となっているか。

3 積算について

- （1）積算基準、積算資料等の整備状況及びその運用は適切に行われているか。
- （2）歩掛及び単価は適正か。また、歩掛及び単価は、施工の条件等を的確に反映しているか。
- （3）数量及び金額は正確か。また、その算出根拠は明確か。

4 契約について

- （1）契約の方法及び手続きは適正か。
- （2）契約締結事務は適正か。

5 施工及び現場調査について

- （1）工事施工に関する諸官庁等への事務手続は適正に行われているか。

- (2) 工事施工計画は適切か。施工計画書及び工程表は整備されているか。
- (3) 設計図書どおり施工されているか。
- (4) 法令等を遵守して施工されているか。
- (5) 各種承諾図書、工事記録写真等の請負人提出書類は整備されているか。
- (6) 各種検査、材料試験等は適正に行われているか。また、その記録は整備されているか。
- (7) 現場の安全管理は適切に行われているか。
- (8) 工程管理及び品質管理は適切に行われているか。
- (9) 工期変更及び設計変更の理由・内容・時期は適切か。
- (10) 環境に配慮した施工がなされているか。

第 5 監査の主な実施内容

監査は、全国都市監査委員会が定めた実務ガイドライン（令和 2 年度策定）に準じ、当該ガイドラインの工事監査等の着眼点のうち、主に計画、設計、積算、契約、施工について、経済性、効率性、安全性及び諸手続きが適正に確保されているかを主眼として、各工事について課長、担当職員より説明を聴取し、これらの各項目の各段階において実施された工事が適正であるかどうかについて、書類調査及び現場調査（10 月 15 日から 16 日まで）を実施した。

なお、実施に当たっては、工事技術調査業務委託契約に基づき、公益社団法人大阪技術振興協会から派遣された技術士（建設部門・総合技術監理部門）を交えて、調査を行った。

第 6 監査の期間、日程及び実施場所

- 1 期 間 令和 6 年 8 月 26 日から令和 6 年 12 月 2 日まで
- 2 日 程 令和 6 年 10 月 15 日・午後～令和 6 年 10 月 16 日・午前（書類調査）
令和 6 年 10 月 16 日・午後（現場調査）
令和 6 年 10 月 17 日・午前（講評）
- 3 場 所 監査会議室（本庁舎 12 階）及び各監査対象工事現場

第 7 監査の総評

1 対象工事全体について

関係書類を審査し、説明者に質問して、当該工事の計画、設計・仕様、積算、契約、施工等の各段階における技術的事項の実施状況について整合性を調査した結果、3 件とも、書類調査は概ね適正である。また、現場調査についても概ね良好である。

工事担当課、監理者などの関係者の意識は高く、熱意を感じるが多かった。本市で統一された様式の工事概要書他、関連資料が作成され、その内容は、正確かつ丁寧にまとめられていた。

各工事の監査結果については、次の「2 各工事について」で述べるとおりである。なお、今回の各工事の監査結果については、指摘事項等はない。

2 各工事について

○真地市営住宅第 1 期建替工事（建築）

(1) 工事担当所管部署

まちなみ共創部 建築工事課

(2) 工事概要

ア 工事場所 那覇市字真地 270-1 他 44 筆

イ 工事内容

建物概要

用 途：共同住宅

	【 A 棟 】	【 B 棟 】
敷地面積	: 3,657.44 m ²	6,945.12 m ²
建築面積	: 549.64 m ²	1,525.47 m ²
各階床面積	6 階:	414.31 m ²
	5 階: 420.98 m ²	1,193.92 m ²
	4 階: 420.98 m ²	1,193.92 m ²
	3 階: 420.98 m ²	1,193.92 m ²
	2 階: 420.98 m ²	1,262.57 m ²
	1 階: 445.66	831.33 m ²
	地下 1 階:	175.02 m ²
延床面積	: 2,129.58 m ²	6,264.99 m ²
構 造	: 鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造

ウ 入札方式 制限付一般競争入札（事後審査型） 参加者：5 JV

エ 工事請負者 高橋土建・辰雄建設・尚輪興建共同企業体

オ 工事監理者 名工企画設計・ニライ設備設計共同企業体

カ 設 計 者 名工企画設計・ニライ設備設計共同企業体

キ 工 期 令和 5 年 3 月 17 日 ～ 令和 6 年 12 月 27 日

契約年月日 令和 5 年 3 月 17 日（当初） 令和 6 年 5 月 9 日（変更）

ク 事業費 設計額 2,451,900,000 円（変更設計額 2,479,400,000 円）

請負額 2,353,780,000 円（変更請負額 2,380,178,900 円）

予定価格 2,451,900,000 円（当初）

落札率 96.0%

ケ 工事進捗率 85.1%（計画進捗率 89.3%） 9 月末現在

(3) 総評

真地市営住宅第 1 期建替工事（建築）（以下、「本工事」という。）は、電子入札システムにより、令和 4 年 12 月 14 日午前 9 時から令和 4 年 12 月 15 日午後

2 時までの期間に入札され、同年 12 月 16 日に開札、資格審査書類の事後審査後、令和 5 年 1 月 6 日に仮契約を締結した。その後、那覇市議会の承認手続等を経て、令和 5 年 3 月 17 日に工事請負契約が行われた。

本工事の調査時点での進捗率は、実施出来高は 85.1%（令和 6 年 9 月末現在）である。計画出来高は、89.3%でありほぼ計画どおり進められている。

今後も計画工程どおりに工事が進められる見通しであることを確認した。

本工事の工事監査については、令和 6 年 10 月 15 日に書類調査を実施し、その方法は、予め関係図書の提示を受け、事前に調査を行った後、担当職員等から説明を受け、疑問点はその場で質問する形で進めた。品質管理、写真、記録などについては現状よく整理されていた。

当該書類による監査の結果については、計画・設計・積算・契約・施工管理等の段階毎に必要な書類の整備状況及び工事監理の状況を確認したところ、何れも概ね適正である。

現場における監査は、同年 10 月 16 日に行われ、改めて、担当職員等から工事概要の説明を受けた後、質疑応答を行った。

現場調査の結果についても、特に課題は見受けられなかった。

また、市営住宅建替事業の中で、長年、様々な山積する課題の解決策の検討に積極的に取組み、総合的かつ計画的な展望をもって、関係機関や地域住民等との協議を重ね、その結果として立案されていた。

本工事は、当該事業の実施を本格的に進めるものであり、極めて良好な取り組みとなっている。

(4) 着手前の技術調査について

本工事の関係図書については、必要にして十分であり、よく整理されていた。個々の書類の審査としては、できる限り全体的に精査し、原本確認も行ったが、特に改善すべき問題点は、見受けられなかった。

ア 計画について

那覇市の市営住宅は、昭和 30 年代から建設され、平成 14 年度には、住宅戸数（6,400 戸）の約 3 割が築 35 年を迎え、建物の劣化や設備の老朽化が進んでいた。

本市においては、こうした状況に対し、平成 14 年度に「那覇市市営住宅ストック総合活用計画」を策定し、同計画に基づき、平成 15 年度より市営住宅の建替事業を進めてきた。

真地市営住宅建替事業は、平成 26 年度に改訂された「第 3 次那覇市市営住宅ストック総合活用計画」において、実施事業の対象として位置付けられ、4 期に分けて建替計画に着手している。本市営住宅は、市の南東部にあり、用途地域は第一種低層住居専用地域に指定されており、10m 以下という建築物の高さ制限が定められている。既存住棟は、鉄筋コンクリート造 5 階建で、12 棟あり、全住戸数

400 戸の大型団地となっている。

本事業を円滑に推進するため、市営住宅・周辺地域の現況や入居者の建替えに対する意向、必要な施設や整備の把握、周辺地域を含めた市営住宅のあり方及び社会福祉施設の併設等の調査・検討を行い、平成 30 年度に「那覇市真地市営住宅再生団地計画」としてとりまとめ、真地市営住宅の望ましい建替方針・事業スケジュール等の基本計画を明確にした。

市営住宅の再生にあたっては、以上の長年の経過とその特性を踏まえて、団地内外のさらなる交流促進を図っていくことが重要となってくる。

そういったことから、真地市営住宅建替事業の計画（特徴）は、

- ・誰もが使いやすい交流空間の創出
- ・真地の街並みに配慮した景観の創出
- ・敷地がもつ特性を活かした配置及び断面計画
- ・歩行者の安全で快適な歩行環境及び自動車が円滑に移動できる動線の創出
- ・住みやすい環境の創出

を基本とし、全体配置計画も大きく見直し、斬新なものとなっている。

以上により、本工事の位置付けや実施に至る総合的かつ計画的な動きが明確であることが確認できた。

イ 設計について

設計は、名工企画設計・ニライ設備設計共同企業体に業務委託していた。

本工事の設計は、主として、以下の仕様書、指針等を基本に行われた。

- ・公共住宅建設工事共通仕様書 令和元年度版
- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）平成 31 年度版
- ・建築工事監理指針 令和元年度版

設計方針としては、先の全体計画に沿って、主として、緩やかな斜面地に立地する特性を活かし、立体的で変化のある断面計画を行うと共に、住棟の分棟を行いながら、現地地形を生かした配置計画としていた。

また、計画地の用途地域は第一種低層住居専用地域であり、建物の高さに制限があったため、総合設計制度を活用し、公開空地等を設けて、高さ制限の緩和を受けていた。

設計に関して特に配慮した主な事項としては、

- ・工事コスト縮減対策 …ボイドスラブ工法により、躯体数量の低減化、環境（騒音）改善促進及び防音資材の軽減化を図っている。
- ・環境面 …太陽光発電による自然再生エネルギーの活用や雨水槽の設置、LED 照明採用など、環境に配慮した計画を行っている。
- ・耐震面 …既存住棟は旧耐震基準となっているが、今回の建替により、現行の耐震基準に適合させている。

という 3 点を上げている。

特に、ボイドスラブ工法の採用については、スラブの強化や小梁の省略等により、平面計画の自由度の高まり、床仕上げ材等のコスト削減等、経済的に有利となることが、確認できた。今後もこのような取組みを期待したい。

ウ 積算について

数量積算者は、実施設計受託者の名工企画設計・ニライ設備設計共同企業体であった。

積算は、主として、以下の基準等を基本に行われた。

- ・公共住宅建築工事積算基準 令和元年度版
- ・建築工事積算基準（沖縄県土木建築部） 平成29年4月版
- ・事連協単価表（沖縄県土木建築部）
- ・営繕工事標準単価表（沖縄県土木建築部）
- ・実施設計単価表（沖縄県土木建築部）
- ・その他 建築施工単価、建築コスト情報、積算資料、建設物価
- ・単価・歩掛がない場合 業者見積価格の最低価格を採用している。

積算書の内容照査は設計事務所社内チェック、市の調査職員による再度の確認を行っていた。

数量計算書及び積算書は、概ね適切に整備されており特に問題はない。

エ 入札・契約について

入札については、制限付き一般競争入札（事後審査型）で行われ、落札方式は、価格競争落札方式であった。入札の方法は、電子入札システムを活用して実施され、その結果、5JVの応募があり、結果として、高橋土建・辰雄建設・尚輪興建共同企業体が落札した。その内容について聞き取りし、一連の手続きが適正に行われたことを確認した。

入札後の諸手続については、速やかに手順を踏んで仮契約を締結し、議会の承認を経て工事請負契約が行われ、工事着手に至っている。

変更契約を4回行っており議会承認を得るなど適正に処理されている。

契約に関する手続きについては、特に問題ない。

オ 施工管理について

本工事の施工は、発注時の設計図書及び特記仕様書を基本としている。

特記仕様書において、本工事の施工に示された主な適用基準等は、以下のとおりとしている。

- ・公共住宅建設工事共通仕様書 令和元年度版
- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和4年度版
- ・建築工事監理指針 令和4年度版
- ・公共住宅標準詳細設計図集 ベターリビング（最新版）

- ・建築工事標準仕様書 JASS5 鉄筋コンクリート工事（最新版）

その他、幾つかの工種に係る要領、電子納品の手引き等が列挙されている。

また、図面や本特記仕様書に記載されていない事項は、上記の公共住宅建設工事共通仕様書（令和元年度版）及び同解説によることが明記されている。

以上の仕様書、要領、手引き等を基準に工事が進められている。

施工計画書において、監督員が、記載事項チェックシートにより、丁寧に記載事項別の審査事項毎に、事前チェックを行っていることも確認した。

これらによって、受注者も、本工事の目的や、設計図書と特記仕様書の内容を十分理解して、施工計画、工程計画を立案し、監督員と十分、確認・協議しながら工事を進めている。

発注者側の監督員が、各々の工事工程に沿って、様々な工事監理のためのシートを用いながら、適正に監督している。

また、工事施工において特に配慮した主な事項としては、

- ・工事コスト縮減対策 …基礎工事（杭工事）において、建設汚泥を再利用し、処分費及び運搬費に係るコスト削減図った。
- ・環境面 …低騒音・低振動型建設機械を使用し、建設工事に伴う騒音、振動の発生を抑制し、周辺環境への配慮を行った。
- ・その他 …安全衛生協議会において月に1回、安全パトロールを実施した。
また、コンクリート打設前やボイドスラブ配筋前に、受注者及び下請け業者合同の勉強会を実施した。

という3点を上げていた。

本工事の施工に係る発注者としての監督・現場監理の状況については、着実に行われていることが確認できた。



写真1 工事概要説明状況



写真2 工事監理状況説明資料

- (5) 現場の施工状況の調査結果と今後の展望
安全管理は適切に行われている。

監督員、監理者、現場代理人の案内で現場を巡視し、目視によって調査した。工事施工中であったが、現場事務所において、工事の設計概要、進行状況、課題等の説明を詳細に受けた後、工事施工場所に赴き、現場確認を行った。

その後に現場事務所に戻り、こちらから質疑・確認を行い、担当職員等から応答があった。

関係法令に基づく掲示物の「建設業の許可票」や「建築基準法による確認済」、「施工体系図」は、適切な場所に掲示されていた。さらに掲示板には、市民に対して現場の進捗状況がわかるように、ドローンによる空撮を行い、写真が掲示されていた。これは良い取り組みである。

現場調査の結果として、特筆すべきは、これまでの標準的な公営住宅群が、大きく様相を変え、斬新な土地利用となり、地域の人たちが集まる場やそこへ至るまでの動線の確保、さらには、団地に暮らす高齢者を地域で支えながら、新たな入居者との連携を可能にする仕組みづくり等、これまでの団地及び周辺自治会の活動に寄り添える内容となっている。

(6) 監査の結果

書類調査について、サンプリングによる確認および関係者への質疑応答を踏まえ、技術的事項の実施状況を確認した。計画、設計、積算、入札・契約、施工について書類の整備状況は概ね適正である。

現場調査について、品質、工程、安全に関して概ね良好である。



写真3 現場施工状況



写真4 現場全貌模型



写真5 現場施工状況



写真6 現場施工状況（室内）



写真7 工事看板設置状況

○令和 5 年度久茂地 9 号道路改良工事（その 2）**(1) 工事担当所管部署**

都市みらい部 道路建設課

(2) 工事概要

ア 工事場所 那覇市久茂地 3 丁目地内

イ 工事内容

道路改良工 土工一式 舗装工(路盤工)290 m²

排水構造物工 管渠型側溝(300A)70m 街渠樹 3 箇所

付属施設工 歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ 88.2m 地先境界ﾌﾞﾛｯｸ 80.0m

車止め 7 本 点字ﾌﾞﾛｯｸ 29.0 m²

植栽工 植栽樹 4 箇所

電線共同溝工 管路材設置工 電力 538.0m 通信 307.0m

電力特殊部 2 箇所 通信特殊部 1 箇所

照明設備工 照明基礎 5 箇所 難燃性硬質合成樹脂管 116.0m

ウ 入札方式 制限付一般競争入札 参加者数：5 者

エ 工事請負者 有限会社 山一開発

オ 設計業務者 株式会社 南伸

カ 工 期 令和 6 年 5 月 23 日から令和 6 年 12 月 27 日

契約年月日 令和 6 年 5 月 22 日

キ 事業費 設計額 69,762,000 円

請負額 62,358,560 円

予定価格 69,762,000 円

落札率 89.39%

ク 工事進捗率 45.0%（計画進捗率 62.5%） 9 月末現在

(3) 総評

令和 5 年度久茂地 9 号道路改良工事（その 2）（以下、「本工事」という。）は、電子入札システムにより、令和 6 年 5 月 1 日午前 9 時から令和 6 年 5 月 2 日午後 2 時までの期間に入札され、同年 5 月 7 日に開札後、資格審査書類の事後審査の後に同年 5 月 14 日に落札者を決定した。その後同年 5 月 22 日に請負契約締結が行われ、工期は、令和 6 年 5 月 23 日から令和 6 年 12 月 27 日までである。本工事は速やかに着手され、進捗状況としては、令和 6 年 9 月末日現在の実施出来高は 45.0%であった。計画出来高の 62.5%に対する差異は、主として、資材搬入の遅れに起因するものという説明があり、実施工程表等で確認した。

本工事の監査については、令和 6 年 10 月 16 日の午前 9 時 00 分から書類調査を行い、午後 4 時から現場調査を行った。講評は、翌日の 10 月 17 日、他の工事と一緒にを行った。

書類調査においては、予め対象工事の担当職員等から工事の概要説明を受けた後、

質疑応答を行った。本工事の計画・設計・積算・契約・施工管理等の段階別に必要書類の整備状況及び工事監理の状況を確認したところ、概ね良好であった。現場調査においては、工程に遅れはみられるものの、電線共同溝特殊部（コンクリート 2 次製品）等を製作中であることが確認できた。

（4）着手前の技術調査について

本工事の関係図書については、必要にして十分に整備されており、よく整理されていた。

ア 計画について

那覇市久茂地 3 丁目周辺地区は、昭和 28 年に認可された戦災復興を目的とした区画整理法に基づく災害復興事業（美栄橋地区）によって概ね基盤整備が整っており、昭和 46 年に土地利用は、都市計画法に基づく用途地域として商業地域と第 1 種住居地域の指定がなされている。

当該久茂地 3 丁目への新文化芸術発信拠点施設建設計画に伴い、新たに平成 28 年に「那覇市都市計画マスタープラン」とも整合が図られた「久茂地地区まちづくり計画」が策定された。

また、令和元年 9 月には「那覇市無電柱化推進計画」を策定し、防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成という目的を明確にして、さらなる無電柱化の推進を図っている。

那覇市道久茂地 9 号は那覇市久茂地 3 丁目に位置しており、周辺にはモノレール駅や国際通りがあり、市民のみならず観光客も多く利用する道路となっており、それらの計画の中で位置付けられている路線でもある。

事業を行うにあたり、平成 30 年 3 月から「久茂地 9 号道づくりワークショップ」が開催され、歩車道の幅員構成やバリアフリー化等について意見交換を行い、地域の合意形成を図っている。

本路線の整備にあたっては、現状の歩道幅員が狭く、歩行者が歩きにくい状況となっており、那覇文化芸術劇場なは一との完成等を契機に歩行者の増加が予想されることから、電線共同溝の整備と併せて歩道を拡幅整備し、安全で快適な歩行空間の確保を図るものであり、本事業の事業期間は令和 4 年度から令和 11 年度を予定している。

以上のとおり、本工事は、事業決定の手続き、及び地域の合意形成も着実に進められ、計画的に進められている。

イ 設計、積算について

実施設計業務は株式会社 南伸に業務委託していた。

また、本工事の設計・積算においては、以下の要領或いは基準書、単価表を基本として行われていた。

・土木工事設計要領（沖縄県土木建築部） 平成 30 年 8 月

- ・土木工事標準積算基準書（国土交通省） 令和5年度版
- ・実施設計単価表（沖縄県土木建築部） 令和6年1月

設計に関しては、全体として、工事コスト縮減対策、環境面に配慮して取り組むとされており、本工事においては、特に、環境面として路盤材及びアスファルト合材は、再生骨材等積極的に活用するとしている。

数量計算書及び積算書は概ね適切に整備されており、特に問題はない。

ウ 入札、契約について

入札については、電子入札システムを運用し、制限付一般競争入札で行われた。結果として、入札の参加者が5者あり、有限会社 山一開発が落札し、資格審査を経て、工事請負契約に至っている。その後の手続内容等について聞き取りを行ったところ、一連の手続きが概ね適正に行われていた。

入札後の諸手続については、速やかに手順を踏んで、契約を締結し、その後、近隣説明や関係機関等の諸手続を行って工事着手に至っている。

特記仕様書の記載事項について、矛盾や齟齬がないか調べたが、問題はない。

入札及び契約に関する手続きについて、適正に行われており問題はない。

エ 施工管理について

本工事の施工に際しては、発注時の設計図書及び特記仕様書を基本としている。また、当該特記仕様書において、本工事の施工にあたっては、以下の仕様書や基準、或いはその他関係諸規定、仕様書に基づくものとしている。

- ・土木工事共通仕様書（沖縄県土木建築部） 令和5年7月

また、前記仕様書他に記載のない事項及び優先する事項については、本特記仕様書で定めるものとしている。

本工事の施工計画書は、工事概要及び実施工程表から、順次、再生資源の利用の促進に至るまで、必須項目が記載されていた。

出来高、工程の現状等についても、直近の工事履行報告書により確認した。

使用材料承認願の内容についても、特に指摘すべき事項はなかった。

(5) 現場の施工状況の調査結果について

安全管理は適切に行われている。

関係法令に基づく掲示物の「建設業の許可票」や「施工体系図」等は、適切な場所に掲示されていた。

現場は、電線共同溝特殊部（コンクリート 2 次製品）等を製作中であり、上水道等の既設占用物件の移設を実施している状況である。



写真 8 現場説明状況



写真 9 現場施工状況



写真 10 現場施工状況



写真 11 工事看板設置状況

(6) 監査の結果

書類調査について、サンプリングによる確認および関係者への質疑応答を踏まえ、技術的事項の実施状況について行った。計画、設計、積算、入札・契約、施工について書類の整備状況は概ね適正である。

現場調査について、品質、工程、安全に関して概ね良好である。

○令和 5 年度久茂地 9 号外 1 件配水管布設替工事

(1) 工事担当所管部署

上下水道部 水道工務課

(2) 工事概要

ア 工事場所 那覇市久茂地、樋川 地内

イ 工事内容

ダクタイル鋳鉄管

GX 形 φ 250 mm L=257.0m (樋川 L=257.0m)

GX 形 φ 200 mm L=291.3m (久茂地 L=263.9m、樋川 L=27.4m)

GX 形 φ 150 mm L= 80.8m (久茂地 L=70.3m、樋川 L=10.5m)

GX 形 φ 100 mm L= 36.6m (久茂地 L=36.6m)

仕切弁 12 基 (久茂地 8 基、樋川 4 基)

消火栓 5 基 (久茂地 3 基、樋川 2 基)

仮設配管工 一式、仮設給水工 一式

ウ 入札方式 制限付一般競争入札 参加者 1 者

エ 工事請負者 有限会社 丸宮産業

オ 設 計 者 邦エンジニアリング (市道久茂地 9 号)

泉エンジニアリング (県道真地久茂地線)

カ 工 期 令和 5 年 12 月 7 日から令和 6 年 11 月 29 日 (当初)

契約年月日 令和 5 年 12 月 7 日 (当初) 令和 6 年 7 月 18 日 (変更)

キ 事業費 設計額 146,300,000 円 (変更設計額 円)

請負額 145,200,000 円 (変更設計額 円)

予定価格 133,000,000 円 (消費税は含まれていない)

落札率 99.25%

ク 工事進捗率 66.2% (計画進捗率 78.2%) 9 月末現在

(3) 総評

令和 5 年度市道久茂地 9 号外 1 件配水管布設替工事 (以下、「本工事」という。) は、電子入札システムにより、令和 5 年 11 月 29 日午前 9 時から令和 5 年 11 月 30 日午後 2 時までの期間に入札され、同年 12 月 4 日に開札後、資格審査書類の事後審査により同年 12 月 6 日に落札者が決定され、同年 12 月 7 日に工事請負契約が締結された。

本工事は速やかに着手され、進捗状況としては、令和 6 年 9 月末日現在の実施出来高は 66.2%であり、計画出来高が 78.2%に対して若干の遅れがあるがこれは、久茂地地内の道路改良工事、特に共同溝の工事との調整に時間を要したものであり、既に同工事の施工を完了し、樋川地内の工事に移行しており、ほぼ計画どおりに進められている。

本工事の監査については、令和 6 年 10 月 16 日の午前 10 時 30 分から書類調査を行い、午後 3 時から現場調査を行った。講評は、翌日の 10 月 17 日、他の工事と一緒にいった。

書類調査においては、予め対象工事の担当職員等から工事の概要説明を受けた後、質疑応答を行い、本工事の計画・設計・積算・契約・施工管理等の段階別に必要書類の整備状況及び工事監理の状況を確認したところ、概ね適正であった。

現場調査においても、順調に工事が進められていた。

(4) 着手前の技術調査について

本工事の関係図書については、必要にして十分に整備されており、よく整理されていた。

ア 計画について

那覇市の水道事業は、1933（昭和 8）年 9 月から給水を開始して以来、着実に整備が進められ、現在、人口約 31 万人に対し、給水普及率は、既に 100%に達している。しかしながら、諸施設の老朽化が進み、耐震補強の課題へも取り組む必要があり、現在は、「那覇市水道施設更新（耐震化）基本計画（第 2 回改訂）」に基づき、水道施設の更新に一層取組まれている。

本工事は、道路改良工事に合せての配水管布設替工事ではあるが、当該基本計画に基づく、耐震化も含めた管路施設更新の役割も担っている。

市道久茂地 9 号については、歩道内に電線共同溝を設置する計画に伴い、支障となる歩道に布設されている φ 200 mm の配水管を車道へ布設替えし、当該事業の円滑な推進に協力するものであり、県道真地久茂地線の道路改良工事の進捗に合わせた配水管の切回し工事である。

本工事は当該工事と調整を図り、計画的に進められている。

イ 設計・積算について

本工事の設計に関しては、特に、耐震面、環境面、工事コスト縮減面に配慮し、取り組まれている。

- ・耐震面 管種の選定として、耐震管である GX 形ダクタイル鋳鉄管を採用。
- ・環境面 路盤材及び舗装材は、再生材を使用している。
- ・工事コスト縮減対策 埋戻材として、土質試験（室内 CBR 試験）で確認後に、現場発生土を使用している。

耐震性能の高い GX 形ダクタイル鋳鉄管を採用したことは、これからの地震災害に適応するものである。

また、本工事の設計・積算においては、以下の実務必携或いは基準書、単価表を基本として行われていた。

- | | |
|------------------------------------|------------|
| ・水道施設整備費国庫補助事業に係る歩掛表
（水道事業実務必携） | 令和 5 年度版 |
| ・土木工事標準積算基準書（沖縄県土木建築部） | 令和 5 年度版 |
| ・実施設計単価表（沖縄県土木建築部） | 令和 5 年 7 月 |
| ・水道資材統一単価表（日本水道協会沖縄県支部） | 令和 5 年度版 |
| ・公共工事設計労務単価 | 令和 5 年 3 月 |

数量計算書及び積算書も概ね適切に整備されており、特に問題はない。

ウ 入札・契約について

入札については、電子入札システムを運用し、一般競争入札で行われた。結果として、1 者のみの応募となり、有限会社 丸宮産業が落札し、事後審査を経て、工事請負契約に至っている。その後の手続内容等について聞き取りを行ったところ、一連の手続きが概ね適正に行われていた。

入札後の諸手続については、速やかに手順を踏んで、契約を締結し、その後近隣説明や関係機関等の諸手続を行って工事着手に至っている。

エ 施工管理について

本工事の施工に際しては、発注時の設計図書及び特記仕様書を基本としている。また、当該特記仕様書において、本工事の施行にあたっては、以下の仕様書や基準、或いはその他関係諸規定、仕様書に基づくものとしている。

- ・土木工事等共通仕様書（沖縄県土木建築部） 令和 5 年度版
- ・土木工事施工管理基準（沖縄県土木建築部） 令和 5 年 7 月
- ・那覇市上下水道局工事標準仕様書 平成 22 年度版
- ・水道工事標準仕様書（土木工事編）（日本下水道協会） 令和 5 年度版

また、前記仕様書他に記載のない事項及び優先する事項については、本特記仕様書で定めるものとしている。

工事施工において特に配慮した主な事項としては、

- ・工事コスト縮減対策 …埋戻材として、土質試験（室内 CBR 試験）で確認後に現場発生土を使用している。
- ・環境面 …使用機械は、排出ガス対策型、低騒音・低振動型建設機械を使用している。

本工事の施工計画書は、工事概要及び実施工程表から、順次、再生資源の利用の促進に至るまで、必須項目が記載されていた。

出来高、工程の現状等についても、直近の工事履行報告書により確認した。

使用材料承認願の内容についても、特に指摘すべき事項はなかった。

(5) 現場施工状況の調査結果について

関係法令に基づく掲示物の「建設業の許可票」や「施工体系図」等は、適切な場所に掲示されていた。

現場状況として、久茂地 9 号については、一部舗装復旧を残し布設を完了している。また、真地久茂地線については、仮設給水及び B ラインの施工を完了しており、現在は、C ラインの施工中で、12 月頃には工事完了する予定となっている。



写真 12 現場施工状況



写真 13 現場施工状況



写真 14 現場施工状況



写真 15 現場施工状況

注）本工事は、歩道部に埋設されていた既存配水管を、電線共同溝を歩道部に埋設するのに伴い、車道部へ移設する工事を中心である。したがって、工事写真の中での本工事は、車道部に配水管を埋設し、仮復旧を行っている部分となる。

(6) 監査の結果

書類調査について、サンプリングによる確認および関係者への質疑応答を踏まえ、技術的事項の実施状況について行った。計画、設計、積算、入札・契約、施工について書類の整備状況は概ね適正である。

現場調査について、品質、工程、安全に関して概ね良好である。

那 監 公 表 第 6 号

令和7年1月6日

那覇市監査委員	上 地 英 之
同	宮 城 哲
同	城 間 貞
同	中 村 圭 介

令和6年度前期定期監査の結果について（公表）

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項に基づき実施した令和6年度前期定期監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令 和 6 年 度
前 期 定 期 監 査 報 告 書

令和6年12月
那 霸 市 監 査 委 員

令和 6 年度前期定期監査報告書

第 1 準拠基準

那覇市監査委員監査基準 (令和 2 年監査委員告示第 1 号)

第 2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく財務事務の執行に関する定期監査

第 3 監査の対象

1 対象範囲

令和 5 年度に執行された予算の執行状況、事務事業の状況、財産の管理状況等の財務に関する事務。なお、必要と認める場合は、現年度及び過年度も範囲に含むものとした。

2 対象部署

(1) 福祉部

福祉政策課、障がい福祉課、ちやーがんじゅう課、保護管理課・保護第一課・保護第二課・保護第三課

(2) 健康部

国民健康保険課、保健総務課、健康増進課、地域保健課、生活衛生課

(3) こどもみらい部

こども政策課、こどもみらい課、こども教育保育課、子育て応援課、こどもえがお相談課

(4) 消防局

総務課、予防課、警防課、救急課、情報指令課、中央消防署、西消防署

第 4 監査の着眼点

監査の着眼点は、全国都市監査委員会が定めた実務ガイドライン第 3 編第 3 章第 1 節の財務事務監査の着眼点に準じ、主として以下の事項とした。

1 予算の執行及び事務処理

- (1) 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 事務処理で法令等に違反するものはないか。

2 収入事務

- (1) 調定額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。
- (2) 調定の時期及び手続は適正か。
- (3) 収納金は遅滞なく指定金融機関等に払い込まれているか。
- (4) 収納率低下の場合、その原因の把握及び対策は適切か。

3 支出事務

- (1) 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。
- (2) 委託の成果物は契約書に基づき適正に受領されているか。
- (3) 請負代金の支払は契約書の金額と合致しているか。また、契約書に定められた期間内に支払われているか。
- (4) 補助の効果は確認されているか。また、補助効果の点より整理すべきものはないか。

4 契約事務

- (1) 入札契約方式の選択は適切に行われているか。

- (2) 随意契約による場合、その理由は適正か。
- (3) 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。
また、これらの内容は適正か
- (4) 工事完成の時期、物品の納入時期及びその他の契約の履行期限は守られているか。

5 財産管理事務

- (1) 財産の取得及び処分の手続は適正か。違法又は不当なものはないか。
- (2) 財産台帳は調製され、取得、処分、所管換え等の異動について正確に記録されているか。
- (3) 物品は正しく分類整理されているか。また、備品シールなどは正確に貼付されているか。
- (4) 基金設置目的は明瞭であり、かつ目的に従って積み立てられ、確実、効率的に運用されているか。

第 5 監査の主な実施内容

- 1 監査対象部署に関係書類の提出及び提示を求めた。
- 2 事務局職員による予備監査を実施した。
- 3 監査委員による監査を実施した。

第 6 監査の期間、日程及び実施場所

- 1 期間 令和 6 年 7 月 30 日から令和 6 年 12 月 6 日まで
- 2 主な日程
 - (1) 実施通知日：7 月 30 日 (火)
 - (2) 予 備 監 査：9 月 26 日 (木)～10 月 2 日 (水)
 - (3) 監査委員監査：11 月 5 日 (火)、6 日 (水)、11 日 (月)
 - (4) 監査委員協議：11 月 25 日 (月)、26 日 (火)、12 月 2 日 (月)
 - ① 監査の結果に関する報告協議
 - ② 那覇市監査委員監査基準第 19 条の規定による弁明等の聴取については、実施しないことを決定
：12 月 6 日 (金)
 - ③ 監査の結果に関する報告の決定
- 3 実施場所
対象部署、監査会議室（本庁舎12階）

第 7 監査の結果

監査した結果、予算の執行状況、事務事業の状況、財産の管理状況等については、おおむね適正に執行されていたが、「1 指摘事項等」に後述するとおり、一部に是正又は改善を要する事項等があり、昨年度以前に指摘している事項についても、継続して是正又は改善を要する事項等があった。
なお、軽微な事項については、口頭による指導を行った。

1 指摘事項等

指摘事項等については、次のとおりである。

(1) 指摘事項等の内容別件数

（単位：件）

区 分（※注1） 部局・課名	指摘事項等の内容別件数（※注2）		
	指摘事項	意見・要望事項	合 計
福祉部	12	-	12
福祉政策課	1	-	1
障がい福祉課	4	-	4
ちゃーがんじゅう課	6	-	6
保護管理課 保護第一課 保護第二課 保護第三課	1	-	1
健康部	12	-	12
国民健康保険課	1	-	1
保健総務課	7	-	7
健康増進課	4	-	4
地域保健課	-	-	-
生活衛生課	-	-	-
こどもみらい部	58	-	58
こども政策課	14	-	14
こどもみらい課	8	-	8
こども教育保育課	30	-	30
子育て応援課	2	-	2
こどもえがお相談課	4	-	4
消防局	9	-	9
総務課	1	-	1
予防課	2	-	2
警防課	5	-	5
救急課	1	-	1
情報指令課	-	-	-
中央消防署	-	-	-
西消防署	-	-	-
合 計	91	-	91

（※注1）指摘事項等の区分は、次のとおりとする。

（1）指摘事項：是正又は改善を要するもの。

（2）意見・要望事項：指摘事項には至らないが、改善について検討が望まれるもの。

（※注2）内容別件数には、次の(2)共通の指摘事項等の件数を含む。

(2) 共通の指摘事項等

ア 歳入調定遅れ（指摘事項）35件

次の課の歳入事務については、調定をしなければならない日から遅れての調定となっているものがあった。

那覇市会計規則第20条第1項は、歳入を収入しようとするときは、当該歳入に係る法令等を調査し、適正であると認めたときは、直ちに調定しなければならない旨定めている。

歳入の調定に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われない。

【福祉部】障がい福祉課（3件）、チャーがんじゅう課（3件）、保護管理課（1件）

【こどもみらい部】こども政策課（7件）、こども教育保育課（15件）、こどもえがお相談課（3件）

【消防局】総務課（1件）、警防課（2件）

イ 調定決定調書兼通知書の提出遅れについて（指摘事項）23件

次の課の歳入事務について、那覇市会計規則第20条第1項に基づき、調定決定調書兼通知書を作成したものの、認識の誤り等の理由により遅れて会計管理者へ通知しているものがあった。

同規則第21条第1項は、歳入の調定をしたときは、調定決定調書兼通知書により速やかに会計管理者に通知しなければならない旨定めている。

調定の通知に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われない。

【福祉部】チャーがんじゅう課（1件）

【こどもみらい部】こども政策課（3件）、こどもみらい課（5件）、こども教育保育課（10件）、子育て応援課（1件）、こどもえがお相談課（1件）

【消防局】予防課（2件）

ウ 契約期間を遡及させる契約について（指摘事項）12件

次の課の契約については、契約事務の遅れ等により契約の始期までに契約を締結することができず、契約書に記名押印した日の前日までに行われた行為を追認する旨の条項（以下「追認条項」という。）を設けることにより、契約期間を遡及させる契約や履行を追認する旨の条項を設けている契約があった。

地方自治法第234条の解釈として、地方財務実務提要2（地方自治制度研究会編集）によれば、「契約の締結日を遡及して記載することの可否」について、追認条項を設けることにより、契約期間を遡及させることは可能ではあるものの、契約が成立確定するまでの間は相手方に対して履行の請求ができず、適当な方法とはいえないとされている。

契約の締結に当たっては、急を要する等のやむを得ない理由が明らか

である場合を除き、契約の始期までに契約を成立させられるよう行われたい。

【福祉部】ちゃーがんじゅう課（1 件）

【健康部】国民健康保険課（1 件）、保健総務課（4 件）、健康増進課（2 件）

【こどもみらい部】こども政策課（2 件）、こども教育保育課（2 件）

エ 資金前渡における精算事務の遅れについて（指摘事項） 5 件

次の課の支払いのため受領した前渡金については、期限内に精算が行われず、精算遅延となっているものがあつた。

那覇市会計規則第 57 条第 1 項において、経費の区分に応じ、当該各号に定める期間内に精算し、精算報告書に証拠書類を添えて会計管理者に提出しなければならない旨定めている。

資金前渡の精算事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

【福祉部】福祉政策課（1 件）、ちゃーがんじゅう課（1 件）

【健康部】保健総務課（2 件）

【こどもみらい部】こども教育保育課（1 件）

オ 予定価格の設定漏れについて（指摘事項） 5 件

次の課の契約業務については、予定価格が設定されていないものがあつた。

当該契約業務は、地方自治法施行令第 167 条の 2 に基づく随意契約となっているが、那覇市契約規則第 22 条に基づき、随意契約においても予定価格を定める必要がある。

予定価格の設定に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

【福祉部】障がい福祉課（1 件）

【こどもみらい部】こども政策課（1 件）、こども教育保育課（1 件）

【消防局】警防課（2 件）

(3) 各部署の指摘事項等

【健康部】

○ 保健総務課

ア 概算払における精算事務の遅れについて（指摘事項）

令和5年度全国政令市衛生部局長西ブロック会議（九州地区）の旅費（交通費・日当等）については、期限内に精算が行われず、精算遅延となっている。

概算払の精算については、那覇市会計規則第62条第1項において、用務を終了した日から起算して7日（本市の休日の日数は、算入しない。）以内に精算報告書に証拠書類を添えて精算しなければならない旨定めている。

概算払の精算事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

○ 健康増進課

ア 1者見積による随意契約について（指摘事項）

令和5年4月新型コロナウイルスワクチン接種事業に係るコールセンター・入力業務委託は、令和5年度においても引き続き事業実施が決定したため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」を適用し随意契約を締結しているが、1人の者からしか見積書を徴取していない。

那覇市契約規則第23条第1項は、随意契約によろうとするときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない旨定めている。

契約事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

イ 委託契約の自動更新における債務負担行為の設定について（指摘事項）

成人風しん抗体検査及び予防接種業務委託は、全国知事会と公益社団法人日本医師会が委託契約を締結し、那覇市は沖縄県に委任状を提出することで、当該業務委託を実施している。

当該委託契約は、「有効期間終了から1か月前までに、契約当事者のいずれか一方より別段の意思表示がないときは、終期の翌日において向こう1か年間契約の更新をしたものとみなす。なお、契約の更新は5回を限度とする」旨の契約条項を設け、那覇市においては債務負担行為の設定をすることなく、現在まで更新している。

地方自治法第214条は、地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない旨定められている。当該契約は、翌年度以降に支出を伴うような更新の決定がその

前年度に行われる契約であり、翌年度以降において債務を生じることから、債務負担行為として予算で定める必要があった。

契約事務に当たっては、関係法令を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

【こどもみらい部】

○こども政策課

ア 業務委託契約の完了の確認について（指摘事項）

令和 5 年度みらいこども園等の冷房機・扇風機等保守点検業務委託については、令和 5 年 11 月末の契約期間終了後、受託業者から完了通知が提出されていないことを看過し、翌年 2 月末に至って受託業者へ連絡したところ、受託業者より一部業務を実施していなかったと報告があり、当該委託契約に基づき遅延損害金を徴収した上で履行期間を延長している。

また、令和 6 年 3 月に完了報告書を受領し、当該業務委託料を支出しているが、同年 5 月、新たに一部業務が実施されていないことが判明し、同年 8 月に全業務が完了している。

那覇市契約規則第 50 条第 2 項は、契約に係る給付の完了の確認のため、契約書、仕様書、その他の関係書類に基づき、当該給付の内容について検査する旨定めている。

業務委託契約の完了の確認に当たっては、関係規則を遵守し、完了の確認方法の改善を図るなど、適正な事務処理を行われたい。

○こどもみらい課

ア 予定価格の適正な設定について（指摘事項）

認可外保育施設環境整備事業（衛生環境向上事業）業務委託については、入札公告時点で当初予算数量から減になっていることを把握していたにもかかわらず、再度見積りの徴取や積算の見直しを行わず、当初予算の数量で予定価格を設定している。

那覇市契約規則第 10 条第 2 項では、予定価格は、数量の多少などを考慮し、適正に定めなければならない旨規定している。

予定価格の設定に当たっては、関係規則を遵守し、適正に行われたい。

イ 契約に伴う支出負担行為書の確認漏れについて（指摘事項）

認可外償還払い電子申請受付システム構築委託契約において、支出負担行為書は契約時に作成しているが、会計管理者の確認を受けていない。

那覇市予算決算規則第 26 条は、課長は、支出負担行為書を作成したときは、別表第 1 に定めるところにより、委託料が 500 万円以上のものは当該支出負担行為書及び当該支出負担行為の成立に係る一連の書類について、速やかに会計管理者の確認を受けなければならない旨定めている。

契約に伴う支出負担行為書の作成に当たっては、関係規則を遵守し、

適正な事務処理を行われたい。

ウ 起案文書の根拠条文等の記載や点検及び審査について（指摘事項）

随意契約の実施にあたり、1 人の者からしか見積書を徴取していないにもかかわらず、起案文書にその根拠条文や適用理由の記載がないものが相当数あった。

那覇市契約規則第 23 条は、随意契約をしようとする場合、2 人以上の者から見積書を徴取することが原則となっており、1 人の者から見積書を徴取することができる場合は例外であるから、例外に該当すると判断した根拠条文や適用理由を記載されたい。

また、那覇市文書取扱規程第 23 条において、課長又はグループリーダーは、事案の決定が適正に行われるよう、法令等の適合性や合議先の適否等について、起案文書を点検及び審査しなければならない旨定めているので、同規程を遵守して適正な点検及び審査をされたい。

○こども教育保育課

ア 起案文書の根拠条文等の記載や点検及び審査について（指摘事項）

随意契約の実施に係る起案文書において、契約方法の根拠条文及び適用理由等の適正な意思決定を行うために必要な事項が記載されていないものが相当数あった。

さらに、随意契約の実施にあたり、1 人の者からしか見積書を徴取していないにもかかわらず、起案文書にその根拠条文や適用理由の記載がないものが相当数あった。

起案文書は、行政機関の意思決定が適正に行われるために必要な事項を点検及び審査できるようにするための文書であるから、記載する必要がある根拠条文や適用理由は漏れなく記載されたい。

また、那覇市文書取扱規程第 23 条において、課長又はグループリーダーは、事案の決定が適正に行われるよう、法令等の適合性や合議先の適否等について、起案文書を点検及び審査しなければならない旨定めているので、同規程を遵守して適正な点検及び審査をされたい。

○子育て応援課

ア 振替により収入のあった歳入の調定遅れについて（指摘事項）

こども医療費助成金（現物給付）の返還金については、令和 5 年 10 月 27 日に当該歳入へ振替があったにもかかわらず、令和 6 年 2 月に遅れて調定している。

那覇市会計規則第 20 条第 1 項は、歳入を収入しようとするときは、当該歳入に係る法令等を調査し、適正であると認めたときは、直ちに調定しなければならない旨定めている。

歳入の調定に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

【消防局】**○ 警防課****ア 備品の管理について（指摘事項）**

消防資機材賃貸借契約において、契約満了後の無償譲渡を受けた消防資機材について、備品台帳への登録が漏れていた。

那覇市物品会計規則第 18 条では、課長は、備品の寄附があったときは物品出納通知書により、重要備品にあつては物品出納員（管財課長）に、普通備品にあつては物品分任出納員に通知しなければならない旨定め、さらに同規則第 25 条第 2 項で、物品管理者（課長）は、備品台帳を備え、備品の登録等の記録をし、整理しなければならない旨定めている。

備品の管理については、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われない。

○ 救急課**ア 上半期と下半期に分割して契約した随意契約について（指摘事項）**

産業廃棄物処理業務委託契約については、物価高騰等へ柔軟に対応できるよう、上半期と下半期に分けて那覇市契約規則第 20 条第 1 項第 6 号を適用し、それぞれ同じ受託者と随意契約を締結している。

これら 2 件の契約は、委託内容が同じであることから 1 件の契約とすることが合理的であると思われ、その場合予算総額が同規則で定める随意契約の限度額 50 万円を超えることから、競争入札により契約を締結すべきだったと思われる。

契約事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われない。

2 その他

(1) 監査における指摘事項等の再発防止に向けた取組について

昨年度以前に指摘している事項について、継続して是正又は改善を要する事項等があり、多くの部局で同種の指摘が繰り返されている。

多くの部局で同種の指摘が繰り返されている事項については、指摘された課がそれぞれ個別に監査の結果に伴う措置を講ずるに止まらず、市として、その再発防止のために、内部統制制度の基本的な枠組みを踏まえた、本市独自の那覇市行政サービス品質管理システムの活用など必要な対応を検討されたい。

(2) 調定決定調書兼通知書について

歳入調定遅れの調定決定調書兼通知書については、実際の起票日より調定日を遡って作成している事例が散見されたことから、当該通知書を書面で確認した場合、遡った調定日に起票されたように誤認されることを令和4年度後期定期監査報告書において意見しているにもかかわらず、今年度も実際の起票日より前の日付に遡って調定決定調書兼通知書が作成されている事例が相当数あった。

那覇市文書取扱規程第4条は、文書は、正確、迅速かつ丁寧に取り扱い、常にその処理過程を明らかにしなければならない旨定めており、公文書の公正性、信頼性を確保する観点からも、その改善が図られるようあらためて意見する。

正 誤

那覇市公報第 1874 号の正誤

2024(令和6)年 12 月 16 日付け那覇市公報第 1874 号の告示番号について、次のとおり訂正する。

ページ 1238

訂正箇所 上から 1 行目

訂 正 内 容	
訂 正 前	訂 正 後
那覇市選挙管理委員会告示第 62号	那覇市選挙管理委員会告示第 63号